

診療録等の開示について（ご案内）

当院では、厚生労働省「診療情報の提供に関する指針」に基づき、診療記録等の開示を行っております。手続き等がございますので、ご希望の方はご相談ください。

➤ 開示請求ができる方

- ・患者さん本人
- ・患者さんに法定代理人がいる場合は、法定代理人
- ・患者さんから代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- ・診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人
- ・患者さんが亡くなっている場合は、患者さんの配偶者・子・父母及びこれに準ずる者（これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人も含）

※診療情報は患者さんの「個人情報」となりますので、患者さんご本人のプライバシー保護の観点から、ご家族やご親族であっても上記に該当しない場合は開示の請求ができる対象にはなりません。

➤ 開示請求の手続き

1. 開示請求の申し込み

個人情報に関する開示請求書（当院様式）の提出

2. 開示請求に必要なもの

- ・印鑑
- ・開示請求される方の本人確認書類
 - －運転免許証、パスポート、健康保険証、戸籍謄本のいずれか
- ・患者さん本人以外が請求する場合は本人確認書類以外に下記の該当する書類
 - －法定代理人、任意後見人の場合は、それを証とするもの
 - －親族の場合は、患者さんとの続柄がわかる証明書
（患者さん本人から委任を受けた旨の委任状（当院様式）が必要になります）
 - －法定相続人の場合は、それを証とするもの
 - －患者さん本人の同意書（別様式の委任状でも可）

3. 開示請求をお断りする場合

- ・第三者の利益を害する恐れがあるとき
- ・患者本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき
- ・診療記録等の開示を不適当とする相当な事由が存在するとき

4. 開示までの期間

申請受理後お渡しするまでに、通常2週間程度の期間をいただきます。

5. 開示に係る費用（税込）

- 開示手数料 ：1, 100円
- 診療録コピー代 ：10円（A4、1枚につき）
- 画像データ ：1, 100円（CDまたはDVD、1枚につき）

➤ 開示請求受付窓口

中央病歴管理室が担当しております。

ご不明な点がございましたら、1階受付まで遠慮なくお申し出ください。

令和6年6月1日 甘木中央病院